

厚生文教常任委員会

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年9月25日(月) 午後1時30分 開会
午後3時00分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子
副委員長 内野悦子
委員 山本英樹
〃 増田順弘
〃 吉村優子
〃 西川弥三郎
〃 白石栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 西井 覚
議員 岡本吉司
〃 朝岡佐一郎
〃 赤井佐太郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 松山善之
市民生活部長 松村昇道
市民生活部理事兼
クンセンター所長 木村喜哉
環境課長 吉村泰祐

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 中井孝明
書記 吉田賢二
〃 高松和弘
〃 吉留 瞳

7. 付議事件(付託議案の審査)

議第63号 工事請負契約の締結について（剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事）

開 会 午後1時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆様、午前中からお疲れのところ、急遽、このようにお昼から再付託をされました厚生文教常任委員会の議第63号の工事請負契約の締結につきまして、前回、9月12日に一度、厚生文教常任委員会を開催いたしまして、一定の方向性として、先ほど委員会の報告をさせていただいたところでございますが、急遽動議が上がりまして、私たちが一番、最も心配しているという部分について、もう一度再付託されまして、今回、慎重審議していただきますようによろしくお願い申し上げます。

委員外議員のご出席でございますが、岡本議員、朝岡議員、赤井議員、3名でございます。

一般の傍聴についてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

川村委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に再付託されました付議事件の議事に入ります。

議第63号の工事請負契約の締結について（剪定枝等破砕堆肥化施設整備工事）についての審査を行います。

本案は、本委員会で先に可決されたものでありますが、本日の本会議で再付託されたものであります。

先に配付しております資料について理事者の方から発言の申し出がありますので、これを許します。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

本件につきましては、9月12日の厚生文教常任委員会において、十分なご時間をおかけいただき、ご審議いただいたところでございますが、本日、このたび、このように再度、ご審議をいただくという異例の事態となっておりますので、その間の経過につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

お手元、委員の皆様、お持ちの取り下げ書、都合4枚ございますが、議長宛て、それから市長宛て、それぞれ2通ずつ出てまいっております。理事者側から説明をいたしますので、市長宛ての3枚目、4枚目の方をごらんください。ほぼ朗読の形になるかと思いますが、内容についてご紹介をさせていただきたいと存じます。なお、住民の方からの文書でございますので、法律上、あるいは議会の運営、その他の規則上、若干表現としては正確でないとい

ろもごさいますが、趣旨についてはそのまま酌み取れるかと思いますので、これから朗読をさせていただきます。

取り下げ願い。

葛城市長、阿古和彦様。

平成29年第3回葛城市議会で上程されました議第63号、工事請負契約の締結及び堆肥化施設整備にかかわる要望の取り下げをお願い申し上げます。

取り下げ理由、笛堂区内で堆肥化施設整備の強い反対意見があり、笛堂区といたしましては区民総意の上、施設整備を望んでおりましたが、反対意見を無視することは地元自治の本旨に反し、是認できませんので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成29年9月23日、葛城市笛堂区長、榎原幸典ということで23日の土曜日、1時から市長に面談をなさって、この文書を手渡されたところでございます。

続きまして同じく4枚目でございます。

取り下げ状。

平成29年9月23日。

葛城市長、阿古和彦様。

笛堂野菜研究会、吉川弘孝。

クリーンセンター廃炉に伴う跡地利用について。

常日ごろより、笛堂野菜研究会の活動については深いご理解を賜り、まことにありがとうございます。また、これまでの長きにわたり野菜の残渣処分を受け入れていただき、厚く御礼申し上げます。おかげさまで、当地区は現在に至るまで、奈良市場及び大阪市場におきまして高い評価をいただいております。

このたび、平成28年をもって廃炉となり、當麻地区の新クリーンセンターに引き続き焼却処分を受け入れていただいておりますが、これまで笛堂野菜研究会の要望として、廃炉後の跡地利用で堆肥センターの誘致をお願いいたしておりましたが、数回に及び愛知県、三重県、東京方面への視察をさせていただきました結果、笛堂野菜研究会の判断の結果として、笛堂地区住民の施設設置の賛同を得ることができないとの結論に達しました。特に、ネギ類は硫化アシルという硫黄原子を含む構造のため、においの分解が難しく、九条ネギの一大産地である京都においても、近隣住民の反対により操業停止の例もあります。

また、販売価格の低迷と昨今の農業を取り巻く厳しい環境のため、当地区も例に漏れず、高齢化の波にのまれ、今後の生産性の低下も確実視されています。それにより、地区での堆肥の必要性もなくなりつつあります。

つきましては、笛堂野菜研究会の総意をお酌み取りいただき、堆肥センターの設置案は取り下げいたしたく申し上げます。

こちらにつきましても9月23日土曜日、1時に市長のところへ先ほどのご紹介をいたしました区長の文書とともにお越しになりまして、こちらの方で受理をいたしました。その後、議会で西井議会議長ともお会いなさって、1枚目、2枚目の文書をお渡しなさったというふうに聞いております。内容については、先ほどご紹介をした市長宛ての文書とほぼ同意でござ

ざいます。

以上、9月12日に一旦ご審議いただいたことではございますが、直前の9月23日になりまして、このような地元からのお考えが文書の形で出てまいりましたので、それを踏まえて再度、ご審議の方をよろしく願いいたします。

以上でございます。

川村委員長 ただいまの説明を受けまして、議第63号の議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 この場所で改めて経緯をお聞きするというのは、時間どうですかね、時間上、いいですか。もう飛ばしましょかね。お互いにご理解いただてるもんやということでお話をしているいいですかね、委員長。

川村委員長 ほかの委員のこれまでの時系列というか、この際、この再審議にうたっているということ、一旦説明をいただこうと思っております。

増田委員 それでは、説明の方をよろしく願います。

川村委員長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの笛堂の堆肥化施設の経緯でございますけれども、これにつきましてはスタート時点につきましては、笛堂にありました新庄クリーンセンターが廃炉、當麻への新クリーンセンターが移設に伴いまして廃炉されると、その段階におきまして笛堂区の方からネギ残渣につきまして、どういう形で今後お願いできるのかというようなご相談がありまして、平成23年2月18日、ここで区長からの要望が出ております。跡地利用につきましては、リサイクルプラザやおひさま堆肥、ネギ堆肥化施設への検討を依頼するという形のもので平成23年2月18日にございました。

これを受けまして、いろんな検討がなされた結果、11月8日の日には視察という形で笛堂の役員さん、市民生活部部長以下4人という形で桜井市、橿原市のリサイクルセンター向けにということで、このときにはリサイクルプラザと公園化の施設見学という形で見学の方に行かせていただいた結果、笛堂区の意見としましては、その段階ではもうリサイクルプラザは不要やというようなこともいただいております。

平成23年中でございますけれども、野菜研究会の方から協議を依頼されまして、堆肥施設の内容の協議という形で、どういう形で堆肥化を進めていったらええかというような意見がございました。月1回程度でございますけれども、野菜研究会での協議が始まりました。ここで、12月1日には野菜研究会の方の要望書という形で、このときではございますけれども、花なり花園を併設したバイオマス施設という形で堆肥化施設の設置を要望されたわけでございます。

平成24年に入りまして、その堆肥化施設とはどういうものになるかということで、いろんな案が野菜研究会と新炉建設準備室であったり、環境課という形で検討を進めてまいりました。その中で、平成25年3月28日には区長の方から、稼働の2年延長という形のことをこち

らの方からお願いした中で、ネギ、剪定枝を堆肥化で推進することをこちらの方からも報告申し上げ、区長の方からは堆肥化のそれをお願いするという形で、反対に区長からは生ごみの堆肥化という形のことも提案はあったわけでございます。

平成25年に入りまして、平成25年の5月から7月ごろにはネギの堆肥化の実験ということで、ネギ業者さんの方からネギの残渣400キログラム、うちの方で剪定枝120キログラムを準備しまして、コンポストではございませぬけれどもオープンな形で返しを繰り返すという形で、堆肥化の実験をさせていただき、このできた堆肥について、農業用の堆肥として使用できるかというような確認をとらせていただいたこともございました。

平成27年11月7日でございます。視察という形で豊明市、安城市ということで、堆肥化施設の見学ということで、笛堂の方では役員さんを初め25名の方、こちらの方からは3名という形で跡地利用を進める中で、たまたま関西圏の方には、今回進めますような同じ形のコンポストを使った密閉型の施設はございませぬでした。ということで、愛知県の中ではございませぬけれども、堆肥化施設、堆肥をされてるところの見学に行ったわけでございます。そのバスの中では、跡地の利用計画の図面、こういう形というふうなパースであったり、コンポストを使ったこういう形になりますよねという案でございましたけれども、それを説明しながら施設見学に参ったわけでございます。その段階では、議会の方にも、その図面も何も出ておりませぬので、こちらのまだ素案でございませぬという形で、一旦はその図面の方は回収をさせていただいたわけでございます。

次に平成28年1月29日でございます。区長からの要望といたしまして、堆肥化施設のことと、あと堆肥化施設ができるまで、今まで同様に、無料でネギ残渣の方の処分を受けていただきたいという、こういう要望が1月29日に出たわけでございます。平成28年8月7日の日には堆肥化施設の説明ということで、このときに今の大体の堆肥化施設の配置図であったり、コンポストであったりという形で笛堂の役員さんの方にはご説明申し上げました。同じような説明を12月11日にも行ったわけですが、このときには、村の方についても異議なしというご返答をいただいております。

次に平成29年に入りまして、3月29日に視察という形で、これも岐阜県、三重県というところに堆肥化施設の見学に参ったわけでございます。このときには同じように、この近辺では密閉型の施設はございませぬので、密閉型の発酵機をつくられてる工場へ行きまして、現物はこういうものになりますと、向こうの方からこういう形で、2週間かけて下へおりてきた形で入れたものが堆肥化して出てきますというご説明を受けたわけでございます。あとは岐阜県と三重県というところで、ここもオープンな堆肥化施設であったわけでございませぬけれども、最終的にはここに行ったときに、かなりにおいがきつかったというのが、いろんな形で後を引くような結果にはなってきたわけでございます。

5月16日でございます。大字の説明会という形で堆肥化施設の説明を行いますということで、パワーポイントを使いまして説明に伺いたいということで、大字の方、村の方からは全戸に対して、こういう形での説明に市の方から来ていただきますという形で行ったわけでございませぬけれども、20名弱と、役員さんプラス、ほんまに地元の方は2、3名という形の説

明会になったわけでございます。このときにつきまして、野菜研究会さんの方からの会長さんの意見の中では、やっぱりにおいはしますよねというような話も出ました。その中におきまして、堆肥化施設、コンポストの密閉型の機械も使用しますと、建物の方はこういう形でほとんど閉め切った形で作業になりますと。なおかつ、その出てきたにおいを水でたたいて、こういう形の分解をした形、最後には脱臭槽というところの槽を通しまして外気に出しますという形で、においが出ない施設になるように工夫を3点ほどさせていただきますというようなご説明もさせていただきました。

次に、7月28日でございますけれども、区の方からまた要望書が出まして、このときには堆肥化施設の設置の協力費の要望という形で、その要望書の中に書かれてたことにつきましては3点ございました。においの方を出ないような施設にしてください。操業したときに問題があれば、即時に操業を停止してください。3点目が笹堂区民の総意として協力費という形で、300万円の協力費を要求するというのが7月28日の要望でございました。

その中で、今回もまた、においということもございましたので8月21日でございます。最終の視察という形で、東京都、埼玉県方面に視察に行ったわけでございます。このときには大字の方、大勢行ってほしいという形で中型のバスを利用して、市役所側4人と進めるということでございましてんけども、残念ながら役員さん7名の出席でございました。東京都の方につきましては、今回、建設をお願いしてました同じコンポストが利用されてるという形で、2カ所行きましたけども2つ目の方につきましては、これがうちの同型でございまして、こういう形の処理をするということで、ほとんど、そこは臭気対策がされてない状態の施設でございましたけども、その中でも、ほとんどにおいがしなかったということで、今、臭気対策がほとんどされてない中でこの程度であって、うちの方としては、そこからまだ3点ほどの臭気対策をしますということで、もう心配はなさらないでくださいという形の研修を終えて帰ったわけでございます。

それと、その続きといたしまして8月28日でございます。大字の笹堂の方に、先日の21、22日の笹堂の視察であったのが役員7名であったということで、あと村の役員への説明会を再度したいので、質問があったら難儀なので役所の方からも出向いてくれという要望がございました。そういうことで、視察の報告会を開催したところ、役員の中には元区長さんの出席もございました。視察の説明をさせてもらう以前の問題として、元区長の方から今までの新庄クリーンセンターがあったときの不満が出まして、それを引き続き、次もまた、こういう堆肥化施設を笹堂の方へ誘致するのかなというような意見がかなり出まして、その中で、いや、僕たち、行った者としましては、平成22年、7年間かけて大字からの要望があって、こういう形で処理を進めてきて、やっとここまで来ましたという形で村の役員さんからは、そういうことを元区長さんにもきっちり説明願えるという形で思っておりましたけれども、現在の役員さんはそこをなかなか説得できることもなく、その場は一旦、反対であるというようなことで元区長さんの意見を聞いたわけでございます。

その翌日でございますけれども8月29日の日に、村の役員さんが市役所の方へおいでになりまして、市長に会いたいということでございましてんけども急なことでありまして、市長

不在ということで副市長の方に会っていただきまして、今回は堆肥化施設の方については、反対で村として押し切ることができませんというような話を副市長の方にあったわけでございます。そういう形で今回の当然、9月5日の本会議を迎え、上程させていただいたというのが経緯でございます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。詳細にご説明をいただきました。

私も平成25年から議会の方に来させていただきまして、平成25年ですと、もう堆肥化施設の区からの提案も出た時期でございました。委員会等でもこのご報告等が事あるごとに説明をいただきました。

こういう堆肥化施設というものについては、もう当初から懸念材料といいますか、臭気の問題、それからもう一つは、この堆肥をつくったその堆肥が商品化といいますか評価のできるものか。逆に言いますと、農家が使って、すごくその効果のあるもんかと、この2点が私、当初から非常に心配をしておりました。

といいますのも、私も農協出身でございますんで、いろいろな堆肥施設の場面に出くわす機会があったわけでございますけれども、そのたびに地域の方とのいろんな周辺の住民さんとのいろんな問題が生じておるといのは過去から経験をしておりますんで、その辺の対策は十分にとっていただけますか、検討していただけてますかねということ委員会もしくは予算の場面でもご質問させていただいておりました。

これ進めていただく経緯としてはリサイクルをするんだと、いや、ネギの残渣、このほかのリサイクルより地元の農産物の今後の農業に力を入れていただくというふうなことで、地元としては、そういう堆肥化施設が望ましいであろうというお話になったかと思うんですけども、その要望を前向いて進める一方で、こういうものをつくるという1つの地元とのいろんなその話題提供。私、何を言いたいかという、先日、笛堂、地元の方々の話を聞いても、いや、何をつくらはるか知りません。これはどういうお方かという、そんなに役員さんに近い方とかじゃなしに、ごくその周辺に住んでおられる住民の方が、まだこの時期になっても、どういうふうな施設ができるのかということもご存じじゃない方もたくさんおられると。これは私が当初からお願いしてる地元のいろんなその合意形成というものがどこまで図れてんのかなというのが非常に懸念をしておりましたものが、いまだにそういう形で、住民の方の意識もそこまで醸成化されてない。こういうふうな状態というのが、非常に懸念をします。

先ほど部長からご説明ございましたように、臭気対策は万全にやっていたらという事ではございますが、その安全確認、安全証明、そういったものが十分な形で地元の住民の方におつなぎをしていただけてんのかなと、そういう時間がきょうまでにあったんかなと、こういう懸念をするわけでございます。

先ほど、8月28日に視察の報告説明会があって、役員会の中で元区長さんが発言された。これは私もお聞きをしました。この方の主観でじゃなしに、この人がいろんな地域の女性の

方、主婦の方とか、いろんな方から聞かれてる1つのお話としての話も、その中には入ってたというふうなこともお聞きをしております。

それから、いろんなそういう地元の方の不安な声というものが、先ほどご報告ございましたこのネギの生産者に非常に鋭くといいますか、ネギの残渣の堆肥を地元を持ってきて、においがすると、こういうふうなお話を農家が聞かれると、これを私らのせいで地元の環境が悪くなると、こういう非常にその農家にとって、今後、農業を継続する、非常に進めにくいような地元とのそのいろんな軋轢が発生するような、そういうご意見もネギ農家の方に届いていると、そういうふうなこともあって、私、ここの場面で、このネギの笛堂野菜研究会のこういう取り下げの経緯になったのかなというふうに感じてます。

そういうふうな流れでございますんで、私は、さきの委員会でもお話しさせていただきましたように、この提案をする時期が、そういう地元の方々の、もし安心できる施設であっても、その合意形成に至らない段階での提案というのはいかかなものかなと、時期が早いんじゃないかなと、この場面での判断というのは、私はできないというふうなことで反対という判断をさせていただいたということでございます。

もし、今、私が言ってる言葉で間違いがあれば、ご指摘をいただいても結構かと思いますけども。

川村委員長 答弁はされますか。今の、いいですか。それで、よろしいですか。

増田委員 はい。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 今、増田委員の方からいろんなご意見いただきまして、ちょっと早いんじゃないかという話ですけれども、私は前回の12日の委員会では、もともとが地元からの要請ということもありますし、正式なその取り下げもない中で、委員会の報告では定期的に地域との確認もしているという話もありました。そういうのもありまして、地元合意に努力をするということもお願いして賛成をさせていただいたわけですけれども、要望がそもそも平成23年ということで、今、平成29年、もう6年たってるわけですから、その間になぜ、今、この段になって、上程された段になって、締結の段になって取り下げになったのか。いや、そもそも何が原因してるのかという思いがあります。

地元の役員さんが、区民さんにもっと説明できなかったのかということもありますし、職員の方の努力が足りなかったのか、いろいろ原因は考えられますけれども、早いといえば早いですけれども、このままでいったら何年たっても早いという結論になるんじゃないかなというふうには思います。これ、私の意見ですけれども、私の考えはそういう感じです。だから今回、私は、結論を先に言いますと、ここまで来た以上、ちょっと今、保留にするべきかなというふうには思いますけれども。

川村委員長 今の、意見ですね。

吉村委員 意見です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 意見と質問とがまざるかもわかりませんが、この前の委員会で、私はこのことについては賛成をさせていただきました、このやっていただくということで。そのときの条件としては今、吉村委員がおっしゃったように、正式にこういうふうな形で取り下げ願いなんていうふうな、こういうふうなものが出てくるなんていうことは想像もしておりませんでしたし、それで、僕もそのときに言わせていただきましたけれども、地域の循環型の社会を形成するんやと、そのために補助金も出てるんやと、それが一環として1つの、最終の輪になるのが最後のこの形、今、契約してやっていただいている、それが最後の形やと。

それは何でやるかいうとゴミの減量化も含めた中で、それが出てきたわけです。そのかわり、それは補助金もついているわけです。そやけれども、一番最初は今、部長、おっしゃったように、リサイクルプラザというところからして、いや、そのものはもう破碎をしたり、いろんなことは新クリーンセンターのところでやるんで、その部分のできた布であるとか、紙であるとか、そういうふうなものをストックするストックヤードでどうやというふうなとこまでいって、それで今、言われる平成23年にそういうふうな要望が出てきて、ある程度、それが本当にそういう形が要望として出てきたんなら、お金もかかるわけですよ。普通は倉庫でそういうことであればお金もそんな、それが1つの受け皿や。そやけども、お金もかかるけれども、これをやってほしいという形で出てきたんや。

それはそれで、地元要望であれば、それにやっぱり応えていくというのが1つのやっぱり協力していただく行政としての1つの考えやと僕はそう思っていましたんで、それが1つの結論に達すると思っていましたのですけども、急遽何か、副市長先ほどおっしゃってたけれども、市長おらんで副市長がぼんと何か対応したと。どんな返事を副市長はされたんか。聞いてんのは、もう市長おられへんから私では検討でけへんようなことやったとは思いますがけれども、そういうあたりから部長、見学に行った、何か初めはちょっと何かにおいのするところへ行ったとか、いろんな村の情勢、何か変やなど、こうちょっと変わってきたのかなというような、そういうふうな情勢を感じとってはったん違うかなと僕は思います。

その中で、急遽こういうふうな、いや、こんな条件やとか、いや、お金がこうやとか、何かそういうふうなが出てきたと、えらいちょっと僕は雰囲気が変わったなど、このことに関して。それで、あとまた、委員会としては、僕は賛成したんは、そういうことで賛成した後でこういうのがぼんと出てきましたから、これは合意形成が図れるというようなものではないと思います、これは。

そやから、急遽こういう審議のやり直しということをしていただいて、また、委員の皆さんでしっかりと考えていただいて、それで地元と、これが1つ質問になるんですけれども、地元とのやっぱりそこがどんな形にしろ、1つの地域循環型の形成をする社会というところで、それを1つ完結させるために、これとは違う形も、また考えておられるのか、今は何にも向こうと交渉しておられへんから、それら辺が時期、いつ、そういうふうな完結の、そういうふうな補助金の関係で、いつまでにそういうことを地元とも話し合いながらできんのか、そういう意思が理事者側にはあんのかということと、それと、ここで前の委員会でもちよっ

とお尋ねしましたがけれども、ごみの減量化ということがここに1つあるわけですね、この堆肥化をするということは。

そのごみの減量化をこの施設でやろうと思ってた部分が、よしんばなくなっていった場合、これはわかりませんよ、まだこの取り下げ願い出たるけども、いやいや、まだ交渉しているろとというてできるんかね。その中のこのごみの減量化をやっぱり1つは掲げてきたわけですから、理事者としては、そらすぐにどういうふうなと、そんな結論はすぐに出えへんかもわかりませんけれども、そういうことは別に取り下げないねん、減量化はやっぱり徐々にでも図っていくねんと、そういうふうなことも、今すぐに結論をどういうふうに出しておられるのか、どういうふうにされるのか、僕はちょっと理事者、今すぐの検討をできる分はしていただきたいですけども、そういうふうなことも含めて、今、とりあえず、こういうふうなもう形で、これ区長さんも、それで、自分で要望しはった人も、こういうふうにしてきてはる以上、これは再度、考え直しをして、仕切り直しいうか、今の継続というか、それが時期がまだあるというんであれば、そういうふうなことを理事者は考えておられるのか、僕は委員としてはもう再度、やっぱり、しっかりと話し合いをしていただいた上で結論を出していかれたらなど、僕は、これはもう継続するしかないんじゃないかなと、こういうようにしっかり出てきた以上、僕はそう思うんですけども、今、お尋ね、2点ほどしましたけれども、ちょっとお答えをそれだけいただけますか。意見は意見として僕のは言いましたんで。

川村委員長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまのご質問でございます。

どの段階で笹堂区の気持ちが変わってきたか、それを察しできなかったのかという部分はあると思いますけれども、笹堂の役員さんとお話している中においては、前回の委員会でも言いましたように、やはり両面が見えまして、なかなか判断ができなかったわけでございますけれども、7年間で地域循環型の計画をつくった中で進めたわけでございますし、これで進んでいこうという形でなったわけでございます。

今、委員、ご質問のございました地域循環型社会形成推進地域計画というものが、もともと一番初め、合併後でございます平成18年10月25日、当初ができて、一番初めの段階では、一旦は笹堂の方にクリーンセンターをつくる、こちらの當麻の方にクリーンセンターの跡地にリサイクルセンターと剪定枝の堆肥化施設をつくるという形で当初、話が進んだわけでございます。それが今度は、當麻クリーンセンターの跡地を利用して新しい新クリーンセンターをつくるかわりに、笹堂の跡地に何をしたらいいかという形の話の進めの中で、委員、言われたように初めはリサイクルプラザとか、いろんな話が出た中で、笹堂区の要望と野菜研究会の要望が笹堂の要望になり、地域循環型の計画の中でごみの削減という形で合致したことによりまして、この地域計画の方につきましても、ネギ残渣500トン、剪定枝200トン合わせまして700トン、これを循環型というか堆肥化することによって焼却していたものをリサイクルしますという形で、その再生利用量を何トンを目指してという形で進めてきたわけでございます。最終的には1万トンを燃やしてる現在の中、ほぼ7%弱がごみが削減できる

であろうという形の施設で来たわけでございます。

今後、もしこの施設が、ということになりますと、やはり違う種類のごみの減量を考えていきながら、この循環型地域計画を変更でもして、実際には今、いただいている補助金につきましては、新庄クリーンセンターの解体の費用の補助金でもございます。やはり笛堂の地に何かをつくらんと、この補助金がいただけないのかなということは、これはもう事実でございます。どちらか場所をかえて、この地域計画を行うのであれば、多少、変わった形になってくるように思われます。ということで、今現在は笛堂の地にごみの焼却量を減らせる形で施設の検討を進めながら、交付金をそのまま受け取りたいというふうに思っております。

以上でございます。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 担当部の部長、ちょっと口早にいろいろ申し上げたんですけども、この地元の取り下げの要望書、過去の要望を取り下げますということで出てきたのが23日でございます、その地点であらゆる可能性を模索しろという話を担当部の方には申しつけました。その中で、まだ結論は出ておりませんが、今回のこの議決の結論もまだ出ておりませんので。でも、どういう場合、もういろんな形のことを想定した中で、どう取り組めば一番いいのかを、選択肢をいろいろ広げた中で検討するよということ、実は県の方にもちょっとご相談に行ったりとか、まだ結論が出てませんから、具体的にどうなりますというような話は申し上げられない中で、可能性としてあることを一応いろんな検討をかけているというのが今の実情です。

23日にいただいたもんですから、まだ25日と、ほんまのその時間なんですけども、事前にそういう要望書の取り下げの文書で持ってこられるという情報は金曜日にごさしましたんで、もう金曜日のその日に、そういうふうな可能性の判断をさせていただいたもんですから、部長が申し上げたのはちょっと踏み込み過ぎた話が出てますけども、いろんな可能性を模索して対応させていただきたいというのが、今、現時点での行政サイドの返答やご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 西川委員、よろしいですか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 今、部長、また市長からご答弁いただきました。市長の最後の答弁の中では、いろんな選択肢を考えてると、そして、県にも相談して、今、どの方法がええか、時間がまだ2日もたつか、たたんかのことで結論が出てないから、ちょっといろんな選択肢を考えに入れてやるということなんで、そういう行政側の考えがそうであれば、このことに関しては、やっぱり一応仮契約的なことかもわかりませんが、この契約議決については、僕は継続をして、その話し合いを見守っていきたくて、こういうふうに思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 私もこの12日の委員会では、地元との交渉の努力を重ねるということで、そういうふうなことで賛成をさせていただきました。この23日に、このような地元からの取り下げ状が議会にもまた届いたということで、そのときに12日に、私は最前線の声を聞いていただきたいとも言わせていただきました。その最前線の声が、今、このような紙面で上がってきたのではないかなと、そのように思うところです。もう全てこの笛堂の野菜研究会の取り下げ状の中に入ってると思うんです。何回も視察にも行っていただきました。その中でも、やっぱりこのネギのにおいの分解がというところも、なかなかこれも払拭されずに、その後も切実な思いやと思うんです。

ネギの今後のいろいろと大変な生産性の低下も現実視されているということの中で、このような意見もいただき、また、市議会においては地元の区民の総意の上、施設整備を望んでおりましたが、反対意見を無視することは地元自治の本旨に反したというこの文を読ませていただいて、もう本当にどこまでもやっぱり最前線、市民1人の声的大事だと思います。

でもって、私はこの紙面、この取り下げ状が出てきた以上、やはりこれは賛成はしておりましたが、やっぱり継続で審査を重ね、今後、やはり地元とのまた話し合い、また女性の声もしっかり聞いていただく中で今後、進めていただけたらなと思いますし、また、このような意見で継続審査ということをお願いしたいと思います。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

山本委員 私も9月12日の厚生文教常任委員会にて、この事業について賛成をさせていただきました。その中で、やはり市長が掲げているように市民第一の市政づくり、ここにやはり市民とのコミュニケーションがしっかりとれているのかどうかということ、その辺から、もう一度地域の方との話し合いをとっていただいてほしいということ強く声を上げさせていただきました。

この12日から9月23日までの間に、市長は笛堂の中の住民の方とこの件に関して会われたのでしょうか。私はやはり市民第一で市政づくりをするならば、やはりコミュニケーションが一番大事じゃないのかなと思っております。多分市長もそのような考えを持つてと思うんですけど、コミュニケーションさえあれば、しっかりとれば、難しい施策もいいところに落ちつくんじゃないのかなと思ってんですけど、いま一度、そのような地域の方としっかりとコミュニケーションをとっていただきたい。そして、この事業が今後どうなるのかというのを、市にとって利益を生むような形で考えていただけたら一番いいんじゃないのかなとは思っております。

今、この事業につきまして賛成か反対かというのは、住民の方から取り下げ状等が出ている以上、私は内野副委員長及び西川委員が先ほど話したように、継続する以外にないのではないかと考えております。そういう形で私の意見とさせていただきます。

川村委員長 答弁はよろしいですか。コミュニケーション、よろしいですか。

山本委員 あったかどうかだけ。

川村委員長 コミュニケーションをとったのかということですか。

阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。私の行政姿勢というのは、まさにそのとおりでございます。やはり、市民の皆さん方の合意形成がいかにとれるかということが非常に大切やという理解をしております。今回、非常に残念なことに取り下げ願いとというものが出てまいりましたので、再度、その辺の確認はさせていただきたいと、議会の判断をいただいた後にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 山本委員。

山本委員 厚生文教常任委員会が開催された9月12日から23日に至っては、まだコミュニケーションがとれてなかったという形で認識させてもらってよろしいですか、その間の間は。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 常任委員会で採決いただきましたときに、地元合意をとということでご意見いただいております。ただ、その地点ですと、過去の経緯から合意はいただいているという認識でございましたので、本会議の結果、最終、採決いただいた後という思いもございました。ただ原課の方は、その常任委員会の方の結果をもちまして、役員さん等の連絡は取り合っておるという状況でございました。最終的な判断いただいた上で、その形にという思いはございましたけども、残念ながら過去の経緯の中で、結果的に住民合意がいただけてなかったということやろうと多分思うんです。このぎりぎりのタイミングで、こういう形のもが出てきたというのは、非常に行政としては残念なことだと認識しておりますので、今後、議会の判断をいただきました後に、本来の私が願う行政の姿勢で取り組みさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 私も本件について若干の質疑なり、意見を述べたい、このように思います。本件については、本常任委員会において意見はありましたけれども、賛成多数で可決で成立をするという、そういう状況になっています。ところが、この23日、土曜日でしょうか、地元大字から、あるいは野菜研究会から、取り下げの願いが出てきたという急転直下のこの情勢の変化ということになってきているわけであります。もちろん、やはり議会、あるいはこの新クリーンセンター建設特別委員会、これは今、ございませんけれども、やはり新クリーンセンターの焼却施設の建設とあわせて、その循環型社会形成推進事業の一環として、この地元の新庄クリーンセンターの跡地にその趣旨に沿った施設を整備していくということは、これはやっぱり議論をし、来たわけです。しかも、その議論というのは先ほど来ご説明があるように、区民総意の上、施設整備を望んでまいりました。このような意思のもとに、この特別委員会、あるいは厚生文教常任委員会でやっぱり取り組んできたわけであります。

ところが、本年に入って情勢がどうも変わってきたようなことでありますけれども、私はまずお聞きをしたいのは、この住民合意の問題で若干、その笛堂の区長さんが出されているこの内容について、確認をしておきたいと思っております。

取り下げ理由として、笛堂区民で堆肥化施設整備の強い反対意見があり、笛堂区といたし

ましては区民総意の上、施設整備を望んでおりましたが、反対意見を無視することは地元自治の本旨に反し、是認できませんので何とぞよろしく願いいたしますと、こういうふうにかかれているわけであります。笛堂区の役員会がこのように判断をしたんでしょうけれども、笛堂区民としては区民総意の上、施設整備を望んでいた。しかし、強い反対意見があって、その反対意見を無視することができないから、このことが地元自治の本旨に反しているから取り下げると、こういうことなので、この強い反対意見によって総意が横によけられて、こういう結果になったのか、いやいや、そうではなくて、まさに笛堂区民の総意のもとにこの取り下げ願いが出されてきたのか、この文書からしたらわからない。この点、どのように区長さん、ご説明になられたのでしょうか。この点は、ぜひお伺いをしておきたいと思います。

川村委員長 答弁は。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 副市長の方から取り下げの朗読があり、市長の方に区長の方からと野菜研究会の方から出ましたと。その後、議長さんの方へも同じように要望書を手渡されたということを知っておりますということでございますけれども、うちの市長室の方で市長が受け取った中で、取り下げについて区民の総意ですねという確認もされながら、僕自身も、議長さんの方にお渡しされる時にも同席したわけでございますけれども、議長の方から、この取り下げは区民の総意ですかというようなご質問もされて、その中で区長の方が、区の中での総意という形で取り下げをさせていただきたいというような感じのことは聞いておりますけれども。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 部長の方からご答弁をいただきました。

この文面からはそのように読めないわけで、部長も地元の総意であるという感じを受けたと、そういうお話だというふうに思うんです。しかし、いずれにしてもこの取り下げの願いが出てきた。ネギの生産者で構成されている野菜研究会のその理由について、これはこれとしてそういうことなんだろうということには理解はできます。しかし、その判断を継続審査をするということが大勢でありますけれども、その選択肢としては、もちろん今の状況で賛成というのはいけないわけですが、否決という選択肢も出てくるわけでありまして、もし、否決をする、あるいは継続審査をした場合、どのような問題が派生をしてくるのか。この点は、私はその問題をこの件がどうなるかわからないにしても、継続になったとしても、あるいは否決になったとしても対応していかなくちゃならないのは、これはもう事実でありますから、どういう問題が派生をしてくるのかということをご説明を受けておきたい、こういうふうに思うんです。

これは平成29年度の当初予算で予算計上されたものでしたね。その当初予算で予算計上する際に、これも委員会においてご答弁あったと思うんですが、やっぱりどのような原課というか、作業をされ、予算編成に至ったかという点も確認をしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

川村委員長 答弁、時間かかりますか。いいですか。

阿古市長。

阿古市長 担当の部長、この4月から、実は担当ですので過去の経緯、前任者の部長に確認するという作業が多分入ってしまうと思いますので、予算編成時、その当時まだ、副市長はおられたんですけど、それにはかかわっておられませんでしたので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

この剪定枝堆肥化施設というのは、実は前任者の段階で12月の補正予算に計上されるべき予算でございました。それは解体費と新設建設費とともに組み上げた中で補正予算計上という話があったんですけども、一旦、精査させていただきました。その中で原課と、各地元の大字の状況を確認させていただいた中で、現実として新庄クリーンセンターの解体工事というものは必ず、やはり行われなくてははいけません。あの施設をそのまま残すということではできませんので、その解体工事についてのみ、補正予算を計上させていただいた。その中で、それを進める中で堆肥化施設を本当に必要なのかどうかという精査を実は原課の方に命じました。その中で、やはりこの過去の経緯の中で、やはり地元からの要望であるということ、それと循環型社会形成の計画の中にうたっている中で、補助金をもうほぼ確定した状況で事業計画が進められてたということを鑑みまして、当初予算で剪定枝堆肥化施設の予算計上をさせていただいたという実情でございます。

残念ながら、そのときにいろいろと確認は原課の方には命じたんですけども、地元合意があるということを知っておりましたので、非常に、これはやはりやるべき事業であるという認識のもとで予算計上させていただいたんですけども、ここに至りますと、やはり反省点もあんのかなという思いをしております。なぜ、それを最終的に確認したときに、もう少し掘り下げることができなかつたのかという思いがあります。

ただ7月になって、当然3月議会ですから予算計上した中で、7月になってもなお、地元からの要望書としてその施設はつくってくださいという要望書が出てきてる。その中で、協力金といいますか、補償費的なものが明示されてるんですけども、ただ、施設についてはつくってくださいという要望書ですので、当然地元は合意いただいているものと判断しておりました。

ただ、議論が深まる中で、原課の方も最終的に建設するべき、もうほとんどにおいしない施設等を再度、近隣にはないということですので関東まで視察に行っていたわけなんですけども、その行かれた1人の方にもおいはしないんですけども、ある種、過去の新庄クリーンセンターとの経緯の中で反対された、2時間ほど話をされて反対された方はおられたというので、必ずしもそのにおいがする、しないという問題だけではないような気がしております。

ただ、この時期に、上程させていただいた時期に理事者サイドで、じゃあ、それを取り下げてという作業はできません。議会の皆さん方の慎重なるご審議をけさもお願いしたところではございますが、判断をいただきました後に、あらゆる選択肢を考えたいと思いますが、今、現状、この書面を受け取るときに、これは取り下げで、本当にそれがもう一回変わらな

いんですねという確認も部長の方は、多分その声は聞いているやろうと思います。変わらないという方針ですので、やはりそれに沿った形での対応の仕方を考えていけないという認識ではおりますが、各議員の皆さん方も心配していただいております過去の計画との整合性ということがかなり気になります。その中で、当然のことながら補助金もうありますので、その手続がどうなるのかということも含めた中で、じゃあ、かわりの施設的なものはどうなるのかということも。ですから、先ほどちょっと部長が申し上げたんですけども、いろんな選択肢でやはり考えていけないなという思いでございます。

ただ、まず、させていただきたいと思っておりますのが、取り下げ書は出ておりますけども、やはり地元の方に一旦入らせていただきたいなと思っております。やはり役員の皆さん方のまず、お話を聞きした中で、さらに住民の皆さん方に説明をする機会が必要だという判断をいただきましたら、その方向で模索したいなという思いはございますが、まず議会の中で本日、慎重なご判断をいただきましたら、その判断の中であらゆる選択肢を考えていきたいというのが今の実情でございます。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 市長の方から予算編成に至る経過についてお話をいただきました。既に補正予算で解体工事並びに施設の建設が計上される予定になっていたけれども、やはり一旦、それを精査をする中で解体費とその施設の建設を別立てとして、施設の建設については新年度予算において確認をしながら計上されたということでもあります。

今の市長のご答弁の中で、やはり地元の方に、地元の方といたって、一人一人に話をするわけにはいきません。これは当然大字、あるいは大字役員会を通して、これはお話をし、市民の、区民の総意がどこにあるのかということをやっぱりやるということであって、我々のように戸々にお伺いをして要望を聞くということは、なかなか行政としてできないことだというふうに思いますけれども、市長のそういうご意思が明確であるというならば、否決されたときのどういう問題が派生するかということについては、ご答弁もありませんでしたけれども、もうお伺いをしないこととしたいというふうに思います。

私は、やはり議会としても本事業については、それこそ特別委員会並びに厚生文教常任委員会、その当時は民生水道だったでしょうか、常任委員会の中で、この進捗状況について、どうなっているか。地元の区民の合意形成が本当に進んでいるのかというふうなことで、やはり検証もしながら議論してきたやっぱり経緯があるわけです。その中で、循環型社会形成推進事業の一環としてこの剪定枝等の堆肥化施設の建設というのが、地元の総意として進められてきたという、そこは私は、この議会として委員会にかかわってきた方々のご苦労は大いに評価をしておかなければならないというふうに思います。

しかし、もうここに至って建設はしてもいいけれども、このにおいは困る。においが出たら緊急にとめてほしいと、さらに地元協力金300万円、これが了解されれば建設してもよいというご報告ありました。しかし、それがさらに、これが7月28日の時点だったでしょうか、それが1カ月をして、もうこの取り下げということに急転をしたということについて、これ

は本当に大字の運営に対してどうのこうのと言える、私は立場にありませんので、そんなことは申しませんが、やはり当初からのその区民の総意というものがどういうものであったのかということは、私は本当に今後の教訓として、やっぱりこういう事業をやる場合には十分に参考にしていかなきゃならないというふうに思います。

もちろん當麻の新クリーンセンターも強力な反対がありました。裁判までありました。しかし、これは市民のために必要な施設として、やはり行政、議会、本当に推進をしてきたわけであります。この件とこの剪定枝の処理施設そのものは同列には考えることはできませんけれども、やはり特異なケースだと言わざるを得ないというふうに思います。しかし、何よりもこの地元区民の総意は、やはり尊重されるべきだろうと思います。しかし、このことによって派生される、もし補助金の返還、現状では1億円と推定をされます。もし、否決ということになれば、これは業者に対するこの補償はありませんけれども、継続をしていくということになってくれば、それはやはりそういう問題もやっぱり派生をしてくるわけでありますから、これらの原資は、これは市民の皆さんの税金であります。国民の税金であります。そういう点も我々はやはり肝に銘じて、本件については市長が申されたように、ぜひ地元の区民のここに入って行って、その意思を確認していただき、継続された委員会の中で十分なご議論をして結論を得ていただきたいというふうに思います。

以上であります。

川村委員長 1つ、私の方から確認をさせていただきたい点があるんですが、ただいま白石委員の方から質問の中で、継続であれ否決にしても、どのような問題点が出てくるのかということですが、継続もどこまでの継続かという時間的なものもあると思いますが、そのあたりは今、答弁にある、それ以上のいろんなお考えを聞かせていただくということはできますか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

市長からご答弁申し上げましたように、あらゆる可能性について、また白石委員からご要望も含めて可能性をお述べいただきましたように、市民にとって、できるだけいい形を目指してやっていきたいといったことですので、実は余りその確定的なことについては申し上げるのは非常に困難でございますが、例えば、この当該施設の契約についての業者との関係からいいますと、現時点で既に仮契約を結んでおります。仮契約の条項の一番最後のところに、こういう議会の議決を得れば、これが本契約に同様の文言のままかわるという表現がございます。ここから先は、本当に先ほどから申し上げているとおりで、いわゆるその23日土曜日、それから市民体育祭等、いろいろイベントがありました日曜日を挟んで本日となっておりますので、行政当局としても十分な検討をする時間がございませんので、本当にその確定的なことは申し上げられぬのでございますが、この文言をそのまま見ますと、例えば、議会でこのことを否決いただきますと、これは契約が成立いたしませんので、ある意味、この契約を積極的に市の都合で解除をしたというふうな責任はないことになるかもしれませんが、逆に、その継続審議の中で、やっぱりこれは続けていくことができないよという判断

をどこかでした場合に、この契約についてこういった法律関係が発生をしてくるかについては、これも研究をしていかないといけないと思います。

現時点では請負業者の方も、そもそもその入札をいただいて、その次の議会に速やかに提案をしてご審議をいただいております最中ですので、これは、通常のその想定する範囲内で、これはご理解を賜っていると思いますが、不当にこの判断を長く延ばすと、例えば、ほかの事業の競争に参加できないという、その遺失する利益でありますとか、いろんな問題が出てくる可能性がございます。余り不確かなことを多く述べるのは不適切だとは思いますが、業者に関してもいろんな関係がございますので、いずれにしても誠実な対応をしまして、この業者も、これは総合評価の一般競争という形で競争いただいて、この総合評価の中ではいろんな、具体的な工事におけるアドバンテージといいますかご提案をしっかりといただいて、言ってみれば、そういった準備の時間もコストも、それなりにかけていただいて既に競争していただいているということも踏まえて、いずれの対応をする、選択する場合も、まずは業者に対しても誠実に対応をしていかねばならないと、このように思っております。

それから補助金の方でございますが、こちらについても、そもそも当初に全体として、先ほど西川委員の方からも触れていただきましたように、まさに全体として1つのサイクルになるような構想を描いて、その全体の構想の中で市の廃棄物処理計画も、あるいは県に対して、県を経由してのこの補助金の申請にしても、一旦はそれで申請をしてお認めいただけるわけですので、どこまで計画の変更、あるいはその内容をお認めいただけるのかどうか。これは、まさにこれから議論をしていくところですので、もしかしたら、全くもう話にならないと、門前払いを食らってしまう場合も最悪の可能性としてはあるわけでございますけども、ここは、できるだけ同じ、全ては最後は市民のため、あるいは県民のため、国民のためということで、同じその地元で暮らす人々のためということを、できるだけ声をお届けしながら、これは、これからの議論になりますので本当にお約束はできないのでございますが、今の状況を踏まえた最良の結論となるように最大限の努力は図っていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長のご質問に対して、実は余りこう明確な形での選択肢といいますか、メリット、デメリット、現段階では、まだまだ十分に整理できておりませんが、大きくは既に入札が終わっております事業者との関係、もう一つは補助金の関係、それを踏まえて、最終的には全体の市の廃棄物の対応をどういった大きな絵を描いていくか、この3点について十分に検討してまいらなければならないと、このように認識をしております。

以上です。

川村委員長 ただいまの答弁を受けまして、さらに皆さんの方から質疑がありましたらお受けをいたしますが、よろしいでしょうか。

西川弥三郎委員。

西川弥三郎委員 ご存じのように、私たちのこの任期というのは10月いっぱいまでございまして、10月いっぱい結論を出せというのではなしに、今、副市長、おっしゃったようなことが協議会のような形ででも、方向性がどういうふうなのかというのが、やっぱり気になりながらのこの

私たちの任期切れになりますんで、できるかどうかはわかりませんが、どこかの時点で、委員長、報告を受けられるもんなら正式なんではないですけども、ちょっとそこんところは気になるところがございますねけれども、日程的なこと、今、これからやとおっしゃってるのに、もう9月の終わりで10月というのは無理かもわかりませんが、そこらはどういうふうに理事者、思っておられますか。いや、無理やったら無理言うて。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 努力させていただきたいと思います、できるだけ。多分、今回の件も含めまして、この新クリーンセンター事業全体の大きい事業としては、たしか継続の審査案件になっていたと思いますので、折を見まして議会の方と、委員会の方と相談させていただけたらと思います。今、申しあげましたように、まず、今9月議会で上程をもうさせていただきましたもんですから、まず、その結論を議会の方で判断をいただきまして、それに沿って、もし、その結論があらゆる選択肢を模索するような可能性が出るようでしたら、その方向でさせていただきます。

手順といたしましては、先ほどちらっとは申し上げたんですけど、やはり市民皆さん方、特に笛堂区の皆さん方のご意見をやはり、もう一応総意という形で取り下げが出ておりますので、もうそれ以上のことは言えないんですけども、やはりまず役員の皆さん方にちょっとお会いさせていただいて確認させていただいて、それで、最終的にそのところで調整させていただいたら、さらに公民館に集まってくような形もとれるのかもわかりませんが、いや、もうその必要はないとおっしゃるのかもわかりませんが、その辺のまず確認もありますし、それと、そうなったときに、じゃあ、今度は事業として、どういう完結の仕方をするのかという模索に入らないと。当然、並行してはやるんですけども、その辺を丁寧にやらないといけないのかな。その報告すべき案件が整いましたら、継続の審査事項でございますので、当然のことながら、議会の方と相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 西川弥三郎委員、よろしいですか。

いずれにいたしましても、本再付託をされました案件でございます。この委員会といたしましては、非常にこれからの迅速な対応、丁寧な対応をもって、どちらにしてもいろいろなリスクを伴うようなこともあるかと思いますが、慎重審議をしていただきまして進めていただくような方向になると思います。今、委員の皆様からは、たくさんのご意見を頂戴いたしまして、保留、継続審査というようなご意見を頂戴いたしました。本議案につきましては、継続審査の取扱いをすべきだというふうに私は伺ったということになります。

この議案を再付託された委員会としましては、定例会の会期中に委員会採決というのが本来でございますけれども、委員会採決まで至らなければ、これを継続審査ということも一定やむを得ないという判断をさせていただきます。そして、議長に対して継続審査の申し出をするかどうかにつきましては、委員会の皆様にもう一度その取扱いを決めていただきたいと思いますので、このことについてお諮りをさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 それでは、お諮りさせていただきます。

ただいま議題となっております議第63号議案については、本日の委員会以降も引き続き、審査を行えるものとし、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うという取扱いにさせていただきますこと賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

川村委員長 全員起立であります。よって本議案については、そのように取扱いをいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本委員会に再付託された議案の審査は終了いたしました。ここで委員外議員からの発言の申し出があれば、許可いたします。

朝岡議員。

(朝岡議員の発言あり)

川村委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

午後からも長時間の、本再付託をされました今回のこの議案につきまして、たくさんのご意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございました。本当にこれから誠実な対応という難しいご判断をいただく形になると思いますが、理事者におかれましても、どうぞこの継続審査になるこのことを十分踏まえて、よろしく願いをしたいと思います。きょうは本当にありがとうございました。

これをもちまして厚生文教常任委員会を終了いたします。

閉 会 午後3時00分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 川 村 優 子